

成年後見制度について

聞いてみませんか？

成年後見制度とは認知症や知的・精神障がいなどの理由で、判断することが難しい方や自分でお金を管理したり、契約やその手続きをすることが難しい方が、今後も住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する制度です。

このようなお悩みはありませんか？

最近物忘れが多くなってきた・・・
お金の管理が不安になってきた・・・



離れて暮らす父が認知症に・・・
家族が遠方だったら手続きの度に行かなくてはいけないの？



子どもに障がいがある。
若いうちはサポートできるが、
その後の将来については不安に思ってしまう・・・



成年後見制度ってどういう制度なの？
申請はどこにするの？
書類は何を用意すればいいの？
お金はかかるの？
(裏面の費用助成のご案内をご覧ください。)



ご希望に応じてご自宅へ出張相談・説明に伺います。
お気軽にご相談ください！

桜川市保健福祉部高齢福祉課地域包括支援G
TEL 0296-73-4511 (直通)
FAX 0296-75-4690
Email koureifukushi@city.sakuragawa.lg.jp

成年後見制度の利用に係る費用の助成について

1. 市長申し立て費用の助成

○対象 成年後見制度の利用が必要であるが、親族がいない、或いは、親族による申し立てが期待できない方。
※ただし、桜川市以外で福祉の措置・介護保険・障害福祉・生活保護のいずれかを受けている方は除く。

○助成額 市長申し立てに係る経費（登記手数料、鑑定費用等）全額

市長申し立てのイメージ

後見が必要であるが
身寄りがいない等
の理由で申し立てが困難な方



①本人・
親族調査

市役所



②市長申し立て・
申し立て費支払

後見人



家庭裁判所



③選任

④後見業務開始

2. 後見人などの報酬の助成

○対象 桜川市に住所を置き、住んでいる方で、資力が十分でなく、成年後見人等への報酬の支払いが困難な方。
※ただし、被後見人等が、住所地特例対象者であって、桜川市へ転入した者又は桜川市以外で生活保護を受給している方は除く。

○助成額 家庭裁判所が決定する成年後見人等に対する報酬額のうち、報酬助成対象期間にかかる報酬額
※以下、上限額あり

対象期間のうち在宅であった期間 月額 28,000円

対象期間のうち病院・施設等に入院又は入所していた期間 月額 18,000円

詳細につきましては、桜川市高齢福祉課にお問い合わせください。